

裁判所											
年号		出生地		現住所		本籍		氏名	旧氏名	年出生月日	昭和三十二年十一月十日
月	日	事	項	序	名						
平成二年六月五日	司法試験第二次試験合格	京都大学法学部卒業	司法試験管理委員会	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	最高裁判所	内閣	いまさきゆき彦	今崎幸彦	昭和三十二年十一月十日	昭和三十二年十一月十日
平成二年四月四日	司法試験第二次試験合格	京都大学法学部卒業	司法試験管理委員会	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	最高裁判所	内閣	いまさきゆき彦	今崎幸彦	昭和三十二年十一月十日	昭和三十二年十一月十日
平成二年一月一七日	司法試験第二次試験合格	京都大学法学部卒業	司法試験管理委員会	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	最高裁判所	内閣	いまさきゆき彦	今崎幸彦	昭和三十二年十一月十日	昭和三十二年十一月十日
外務事務官（アジア局南東アジア第二課）に併任す	最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる	東京地方裁判所判事補に補する	司法試験第二次試験合格	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	最高裁判所	内閣	いまさきゆき彦	今崎幸彦	昭和三十二年十一月十日	昭和三十二年十一月十日
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	最高裁判所	司法試験第二次試験合格	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	最高裁判所	内閣	いまさきゆき彦	今崎幸彦	昭和三十二年十一月十日	昭和三十二年十一月十日
法務省	最高裁判所	内閣	司法試験第二次試験合格	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	最高裁判所	内閣	いまさきゆき彦	今崎幸彦	昭和三十二年十一月十日	昭和三十二年十一月十日

裁判所										年号	月	日	事項	外務省	今嶋幸彦
平成元	四	一	外務事務官（アジア局南東アジア第一課）の併任を	解除する	る										
〃	〃	〃	〃	三	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	四	一	外務事務官（在フィリピン日本国大使館）に転任さ	る
〃	〃	〃	五	四	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	二	六	二等書記官を命ずる	事
一六	一五	〃	一四	一	〃	二六	東京出発	マニラ着任	マニラ出発	マニラ着任	マニラ出発	三	四	アジア局南東アジア第二課に併任する (期間は平成元年四月三十日までとする)	項
簡易裁判所判事兼判事補に任命する	辞職を承認する	帰朝（東京）	帰朝（東京）	帰朝を命ずる	マニラ出発	マニラ着任	東京出発	マニラ着任	マニラ出発	マニラ着任	マニラ出発	一	四	外務事務官（在フィリピン日本国大使館）に転任さ	る
内閣	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二	六	二等書記官を命ずる	事

裁判所									年号	月	日	事項	庁名	今崎幸彦		
平成三	平成三五	平成三一六	京都簡易裁判所判事に補する	京都地方裁判所判事補に補する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所裁判所調査官に充てる								
一一四	一一二	一〇	一	一	一	一	一	一	一一六	一一四	一一一	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所	最高裁判所
四	四	四	一	一	一	一	一	一	一一七	一一五	一一二	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所	最高裁判所
一	一	一	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命じ	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所

裁判所										年号	月	日	事項	最高裁判所	法務省	庁名
平成一四	一五	一六	一七	一八	一九	三〇										
〃	〃	一七	〃	一〇	四	一〇	四	一一	一七	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事を免ずる	法務省	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所	法務省	最高裁判所
〃	〃	五	一二	一一	一	一一	一	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
〃	二七	二六	一一	一一	一一	一一	一一	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
東京高等裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	最高裁判所	法務省	最高裁判所	最高裁判所	法務省	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
内閣													今崎幸彦			

裁判所										年号	月	日	事項	法務省	府名	今崎幸彦	
平成二五	一	一六	法制審議会臨時委員に任命する														
〃	二六	八	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局 広報課長堀田眞哉帰国につき最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を 最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	〃	一四	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局 広報課長堀田眞哉帰国につき最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を 最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	免ずる	最高裁判所	最高裁判所	平成二五	九	九	一六	法制審議会臨時委員に任命する	法務省	府名	今崎幸彦
〃	二七	三	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	〃	一四	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	最高裁判所	最高裁判所	平成二五	九	九	一六	法制審議会臨時委員に任命する	法務省	府名	今崎幸彦
〃	二八	一四	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	〃	一四	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	最高裁判所	最高裁判所	平成二五	九	九	一六	法制審議会臨時委員に任命する	法務省	府名	今崎幸彦
国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を免ずる	水戸地方裁判所判事に補する	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所	最高裁判所	平成二五	九	九	一六	法制審議会臨時委員に任命する	法務省	府名	今崎幸彦
国立国会図書館	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	平成二五	九	九	一六	法制審議会臨時委員に任命する	法務省	府名	今崎幸彦

裁判所								年号	月	日	事項	庁名
7丁	四	三	九	九	五	二八	四					
リ	リ	リ	リ	リ	リ	令和元	リ	リ	リ	リ	リ	リ
リ	六	九	リ	リ	九	一	リ	リ	リ	リ	リ	リ
リ	二四	三〇	三〇	リ	二	一	最高裁判所事務総長に任命する	水戸地方裁判所判事に補する	最高裁判所判事に任命する	最高裁判所長官を命ずる	最高裁判所長官に任命する	最高裁判所
法制審議会委員を免ずる	最高裁判所判事に任命する	法制審議会委員に任命する	東京高等裁判所長官に補する	検察官特別任用分科会に所属させる	高等裁判所長官に任命する	令和元年	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
法務省	内閣	法務省	最高裁判所	内閣	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ

今崎幸彦

8丁	裁	判	所
	令	和	年 号
	四	八	月
	五		日
	事		項
	檢	察	檢察官適格審查会予備委員に任命する
	官	會	
	務	務	法務省
	省		府
			今崎幸彦